

バングラデシュへお引越されるお客様へ

◆必要書類—外交官でない、日本国籍の方の場合

- ①パスポートの原本
- ②ご家財リスト（弊社にて作成いたします）
- ③Baggage declaration form “A”

Dhaka Airport にてご記入後、税関員のチェックを受け、捺印されたものをご準備ください。

税関員のチェックを受ける際に、弊社または現地代理店からお渡しします書類を一緒にお渡しください。

上記手続きは、バングラデシュご入国後7日以内に行う必要がございます。

- ④労働許可証
- ⑤Transfer of residence form（現地代理店からご案内致します）

◆禁止品、規制品

食品、可燃品、薬、麻薬、金、ジュエリー、仏像

◆全量課税となります。課税金額につきましては持っていくご家財の品目により異なってまいります。

◆通関手続きの際には、荷主様が必ずバングラデシュにご到着している必要があります。

ご不明な点やご質問が御座いましたら、
お気軽に下記フリーダイヤルか
メールにてお問い合わせ下さい。

TEL 0120-78-1141

Mail overseas_hhg@hikkoshi-sakai.co.jp

